

自由回答でいただいた質問への回答について

Q 1

他県での指導の際に、自費レンタルから保険給付になる際は、貸与商品を交換するようにとの指示があったが、水戸市ではどうか。

A 1

水戸市ではそのような指導はしておりません。ただし、自費レンタルから保険給付に変わるということは、利用者の心身の状態に変動があったと考えられるので、その時点での状況に合わせて最適な福祉用具がアセスメントされるように配慮願います。

Q 2

(保険給付と自費レンタルで同一の商品を貸与する事業所の場合) 介護保険給付 (10 割の金額) と自費レンタルでの貸与価格が異なると、同一商品に複数の値段が設定されることになるが、そのことについて水戸市はどう考えるか。

Q 3

本人の介護保険負担割合に基づいて自費レンタルの貸与料金を設定しても良いか。(例：同一商品の自費レンタルで1割負担の方の利用料金を1,000円、2割負担の方の利用料金を2,000円とする。)

A 2/A 3

同一商品において、保険給付の有無による不合理な価格差があることは認められません。

Q 4

介護保険給付での車いすの2台レンタルを認めてほしい。

A 4

原則、同一品目を同一目的で使用するための2台レンタルは認められません。ただし、明らかに用途が異なる場合には、その用途及び利用頻度等について適切なアセスメントが行われた上で可能となる場合もありますので、市に相談してください。